

令和4年度 第1回 小平市特別職報酬等審議会 会議要録

1 開催日時

令和4年5月18日（水） 午後2時から午後3時20分まで

2 開催場所

市役所6階 大会議室

3 出席者

小平市特別職報酬等審議会委員 10名

4 傍聴者

0名

5 会次第

- (1) 開会
- (2) 議事
 - ① 資料説明
 - ② 疑義

6 配付資料

- 資料1 歳入・歳出決算額及び人口の推移
- 資料2 歳出・人件費及び人口の推移
- 資料3 市長・副市長・教育長の職務と職責
- 資料4 議員の職務
- 資料5 リーフレット「わたしたちの議会」

7 内容（要録）

(1) 資料説明

事務局：資料1について、一般会計歳入・歳出決算額及び人口の推移で、過去10年分のデータである。人口が増えてきていることに伴い、歳入、歳出ともに令和元年度までは微増傾向であったが、令和2年度においては、これまでにない増となった。当該年度においては、新型コロナウイルス感染症への対策など、緊急に対応する必要が出てきた事業について、感染拡大の防止、市民生活や市内の事業活動の支援などに取り組んだ経緯がある。

資料2について、歳出に係る人件費と人口の推移で、人口の増に伴い歳出は増

傾向にあるが、人件費には大きな変化がないことがわかる。

資料3について、市長、副市長、教育長の職務と職責を表したもの。市長等の職務等を、市長、副市長、教育長の職務、任期、選任、退任、定数、根拠をそれぞれ表記している。定数は、市長と教育長は1名、副市長は条例では2名となっているが、現在1名で担っている。

特別職、一般職について、特別職と一般職を比較したもの。指揮命令関係、専務職、終身職、成績主義、政治職は、それぞれ取り扱いが異なる。

資料4について、議員の職務に関して、委員会等の構成、議員が加入し出席する一部事務組合・協議会等や、議会運営などの内容を表記したもの。

資料5について、議会事務局が作成しているリーフレットを参考に配布。

(2) 疑義

会長 : 資料に関して質問、意見などがあれば。

委員 : 資料2について、令和2年度の歳出が増えた要因は新型コロナウイルスの対応が要因か。

事務局 : 新型コロナウイルス対策は大きな要因であるが、10回の補正予算が組まれた経緯がある。

委員 : 令和2年度の人件費は構成比で11%。令和元年度は歳出が令和2年度に比べて少なく、歳出の割合からすると15%程度か。令和2年度で他市の状況も11%程度なので、令和元年度の他市の状況も同様か。他市も同じ状況と推測するが。

事務局 : 令和元年度以前の他市のデータが手元にないため、確認する。

委員 : 人件費の内訳として、正職員と派遣、パート、アルバイトなどの職種によって給料の項目が違うのか。人件費約100億円は、何に対しての人件費なのか。例えば、市民課の窓口で案内をしている人材派遣の方なども含まれるのか。

事務局 : まず、市民課の窓口で案内をしているスタッフは、市が委託している業者であり、人件費に含まれない。正職員と会計年度任用職員が人件費の対象である。

委員 : 前回配布された資料で、26市の概況が参考資料にある。歳出状況のうち人件費割合も出ているので、これを遡れば令和2年度以前の内容も確認できるはずである。

事務局 : 次回の資料として準備する。

会長 : 人件費の比率は、歳出の総額に対しての比率なので、歳出を増やせば人件費は下がる。逆に節約すれば、歳出の総額を抑えようとして人件費率は上がる。単純に人件費率が高い低いだけではないということが言える。気になったのは、事業費がこれだけ膨れ上がっているのに、人件費が増えていないということ。

委員 : 人件費が増えていないのは、委託していることで職員の中に入らない方が、

令和2年度以降増えていることが要因なのか。

事務局 : 新型コロナウイルスの対応など、委託することで人の対応はしているが、人件費に影響がなかった。

委員 : 学校でも、給食調理員など委託業者に代わってきており、正規職員が減ってきている現状があるので、委託化により、市の歳出として人件費が抑えられている構図になっているということか。

事務局 : 2年ほど前から市民課や保険年金課は窓口業務委託を行っているのですが、これは他の委託と同様である。職員の定数は変えていない状況で業務はかなり増えている。令和2年度は、新型コロナウイルスワクチン担当も設けた。また、給付金等の臨時業務もあり、歳入、歳出は伸びているが、職員は増えていないため、どうしてもこのような形になっていると認識している。

会長 : 人口1000人当たりの職員数というものは財政の指標として使われることが多いが、小平市はかなり低い。低いという評価をどう受け止めるかであるが、人件費はどうしても最初に算出しなければならないものなので、これが増えてしまうと事業費が圧迫される。市民の目線からするとそんなに低い人件費で市民サービスが提供できるのか心配につながるというジレンマがある。

委員 : 令和2年度に関しては臨時交付金もあり、委託して少ない人数でこれだけの事業ができていると感じている。ペイペイをやっている事業や、ワクチン事業に関しては桁外れなお金が動いていたので、外注していた感じでもあるが、市は1,000人以上の正職員を取りたくないようにも見受けられ、限られた人数で何とかしようということが伝わった。令和2年度はとても頑張っていたと思う。

会長 : これより意見交換に移ります。

審議会では、特別職の報酬等の改定の有無と期末手当の在り方を考えることとなっている。

会長 : 公務員とは違った考え方ではあると思うが、民間ではどういった基準で報酬等を決められているのか。

委員 : 一般職に関して言うと職員と同じように号俸級の表があって毎年上がっていく定期昇給というものがある。ただし、一定の年齢になると定期昇給はなくなり、成績による昇給のみとなる。ここ数年はほぼ定期昇給と成績による昇給のみであり、給与改定については他社対比低位な職群や年齢のところに絞って実施している。管理職に関して言うと成績による昇給のみ。役職ごとに最低の月俸と上限の月俸を定めている。

委員 : 資料1の歳入と歳出を見ると歳出が勝っている。これは民間企業でいえば黒字であると理解してよいのか。

事務局 : 国や都からの歳入もあり、事業も精査して行っているのですが、毎年少しずつ翌

年度に繰り越す金額も出ている。

委員 : 民間も賃金給与には極力手は付けないが、赤字であればそうはいかないので、そういった観点から質問した。

事務局 : 小平市は交付団体になっている。

会長 : 交付団体は、前回資料にあった財政力指数が目安となっている。大幅にもらえるものではない。

委員 : 特別職の給与を検討するにおいて、民間における社長等の給料をどのように決めているのかが参考になるかは微妙なところではあるが、全体感をみて検討していくべきものと感じる。

会長 : 民間であれば役員の給料は株主総会で決まるものだが、民間の役員の給料は、利益と売り上げから見ればそこまで大きな影響があるものではないとすると、特別職の給与等もトータル的に見ればそれほど違いはないように感じる。

委員 : 経常収支比率は良くはないのか。

会長 : 経常収支比率は低いほうが良い。

委員 : 経常収支比率91.0というのは中間と捉えてよいのか。

会長 : 平均よりは良い印象である。

委員 : 少なくとも類似団体の中では良いほうではないようだ。実質公債費比率が理解しにくい。

会長 : 実質公債費比率や財政力指数を注目するようになったのは夕張市の破綻以降で、自治体で粉飾決算ができないように法律が変わった。そこで出てきた指標が実質公債費比率である。東京都の中で比べてしまうと2%という数字が目立つように見えるが、全国の自治体でみると優秀な部類であると言える。

委員 : 市長の給与105万円を単純に民間とは比べられない。仕事の責任や公平性で見ざるを得ない。(自分は民間で働いていて既に定年退職しているが、)当時初任給が20万円ぐらいだったが、現在も初任給は変わっていないように感じる。そこから先は企業によっても変化しているので、何と比較していくかが難しい。あまり民間の視点で見ると偏ったものになってしまうと感じる。

委員 : 市長の報酬が平成8年度の段階で105万。他市は、何回かの改定を経て、現行水準になっている。当時として、既に結構な水準だったのではないか。前回改定したのは平成8年で、24年が経っている。平成8年当時、他市の市長等はどのくらいの額だったのか。その状況も把握しておいたほうがよいと感じた。

委員 : 必ずしも24年間改定していないからということではないと思う。市長の諮問書にも「24年が経過し」と記載されているが、期間が経過したから改定するというのはいかがなものか。個別の資料を一つずつ見ていくのではなくて、特別職の総合的な給与の位置づけ、今までの経緯を評価する必要がある。

会長 : 様々な意見を通じて、委員全員が迷っているのは、給与等を上げるべきか、維持すべきか、下げるべきか何を基準に考えればいいのか、どこを拠り所にすればいいのかではないだろうか。

基準として、一般職と特別職の比較を関連付けて答申内容を考えるべきか。次に一般職と特別職は切り離して考えるべきか。類似団体7市とのバランスを考慮すべきか。以上を提案したい。

委員 : 一般職には諸手当があるが、特別職には俗人的な要素を加える必要があるのか。

事務局 : 一般職は、給与表や手当に関しても、人事院勧告により都に準じた制度を採用している。そもそも特別職に関してはそのような基準はないものである。しかしながら、これまで市長等の期末手当については一般職に合わせて改定した経緯はある。

委員 : 給与に関して、例えば、民間だと、社長といったトップにある種の憧れといったものがあるが、市の場合はトップである市長等は特別職なので、一般職のトップである部長職と特別職との差というのは考える必要はないのか。

事務局 : 前回、資料6において、特別職と一般職の最高給与月額を比較を載せておりません。

委員 : 部長職の給与は、その都度、人によって変わるのか。

事務局 : 部長職の給与は個人差なく、一律同額となっている。

委員 : 給与改定があれば下がるのか。

事務局 : 給与改定があれば、変動はある。

委員 : 一般職の給与は下がって、特別職の給与が上がるとした場合、一般職のモチベーションはどうか。

事務局 : 職員からの声は特に把握していない。

委員 : 一般職の給与は下がっているのか。

事務局 : 近年はマイナス改定が続いた後、据え置き状況となっている。

委員 : 各種手当は時代の流れで、民間では廃止になってきている。本給が下がってきたということか。

事務局 : 給与改定は、都に準じているため都が下げれば、下げざるを得ない。

事務局 : 実際には扶養手当も住居手当も下がっている。住居手当は以前、全員に支給されていたが、現在は年齢制限と自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っているものに支給されている。手当に関しては、廃止されたものもある。

会長 : 毎年の定期昇給の際に減額改定があったとしても昇給分において一般職個人で見たときには減額されるパターンはそれほど多くなかったという経緯でよいのか。

事務局 : そのとおり。

会長 : 消費者物価指数を平成8年当時と見比べると、デフレが進行してきた中でまわ

りまわって前に改定した物価水準に戻ってきている。民間の水準が下がってしまうと、人事院勧告でも下がってしまって一般職の給与は増えない。これと特別職は全く切り離して維持されてきたが、以前の改定時の物価水準と変わらない状況になってきた。生活給として考えることも必要である。

福島県矢祭町の事例では、議員報酬をゼロにした。議会が開かれたときにだけ日当を出すというやり方。これによって何が起こるかという、専門の議員がいなくなる。これは評価が分かれる。町村レベルでは議員報酬が少ない地域はある。小平市の水準をみれば専門でやれる議員も多く、市民の為に全ての時間を使って活動してもらえることに対する報酬という考え方がある。

委員 : 議員は兼業も認められている。生活給として支給することが適切なのか議論する必要がある。職務専念義務の話も出てくる。一般職とのバランスをどうとらえるのか。専門とすることをどうとらえるのか難しい。

報酬等審議会を暫く開催してこなかったが、これまで、報酬を上げようとする場合に開催してきたと認識している。

新型コロナウイルスが流行している中で、時期がよくないことは誰でも感じていると思う。この様な中で、大変厳しい状況に置かれている方々とお会いする機会も多い。こうしたことを踏まえると時期をしっかりと見極めるべき。

委員 : 議員の活動が見えないように感じる。中にはフットワークが軽く様々な活動をしている議員もいるが、市民としては「市議会だより」が配布された際に、どのような活動をされているかを知る。「市議会だより」しか情報が得られない。報酬に見合った活動をされているのか判断に迷う。市長、副市長、教育長は一人ずつ、それぞれの立場で重責を担っていてそれに見合った報酬を得ていると思うが、議員に関してはわかりづらい。

委員 : 市長の給与を全て含めて年払いしたときに2千万ぐらいで、小さな会社でも利益を上げている会社の社長ですと、その金額をはるかに超えてくる。それを考えると、いつのまにか人口が20万近くになる市の最高責任者にしては、印象としては随分安いなとというのが正直な感想である。歳入・歳出や、他の自治体との兼ね合いもあり詰めていく必要はあると思うが、何とかならないものかと。

会長 : 答申を決めていく際に、委員一人一人の意見が反映されたものとしたい。

委員 : 市長の給料が思ったより安いという印象を持った。農家の方でも1千万、2千万円の収入がある方は多くはないがいらっしゃる。不動産業と兼業されている方であれば、2千万から3千万円の収入がある方は珍しくない。市長の激務を考えるとどうかと感じた。また、人口がこれだけ増えているにも関わらず人件費が同じくらいというのは職員が大丈夫なのかと感じた。

委員 : 例えば1千8百万円でも立候補してくれる人はいる。これを2千万、3千万円にしたら、素晴らしい能力を持った市長が立候補してくれるものではないと思

う。これで需給のバランスが取れているのかが感想である。

会長 : 選挙で選ばれる方は、次の選挙の資金にも充てることを踏まえると、全てが生活給ではないということも考えなければならない。

委員 : 特別職は身分が不安定である。ある程度、生活給として得られないと次になる方がいなくなってしまう。諮問の内容から外れるが、期末手当、退職金も変えられるということも一つの考えではある。議員は次に選ばれるかのリスクも背負っている。その割に仕事もハードである。そこを考えられないかと思う。

委員 : 良いことをやってくれる市長や副市長、教育長には、任期途中でも給料アップしてもよいと思う。そういった評価を取り入れていかないと何もやらなくても決まった額をもらえるのはいかなものかを感じる。

委員 : 小平市にはいないと思うが、居眠りしている議員をみるとがっかりする。まじめにやっているところがあれば、それなりの補償は必要だと考えられる。

会長 : 皆様から有意義な意見が出されたと感じる。今回の意見をまとめて引き続き次回の審議会で詰めていきたいと思う。事務局から次回以降の日程について説明を。

事務局 : (次回以降の日程を説明)

会長 : これをもって、本日の審議会を終了する。